平成２６年（フ）第２２８号
愛知県名古屋市港区川西通５丁目１番地　メゾンサンヒル402号、開始決定時の住所三重県桑名郡木曽岬町大字栄２番地２
破産者　近藤　秀和
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
京都市伏見区小栗栖森本町20番地234
破産者　株式会社高商
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７７号
京都府宇治市小倉町春日森39番地の３
破産者　Ｃｏｕｎｔ　Ｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３７号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目27番地
破産者　有限会社あすなろ
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県佐用郡佐用町佐用227番地の１
破産者　小林建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４４８号
和歌山県紀の川市西脇字中筋148番地の１
破産者　株式会社関通
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
和歌山市土佐町３丁目48番地
破産者　有限会社館住宅
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４４号
和歌山市南出島55番地
破産者　有限会社阪本鉄工
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５０号
和歌山市元寺町５丁目46番地
破産者　ｓａｍｙａ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１４号
愛媛県松山市土居田町139番地１サーパス土居田南406号
破産者　有限会社シンエイコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
長崎県雲仙市国見町多比良甲11番地
破産者　亡林田一男相続財産
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
宮崎市高岡町浦之名3304番地１
破産者　有限会社西畑水道土木
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０６２号
札幌市南区豊滝１丁目４番５号、開始決定時の住所札幌市南区豊滝436番地48
破産者　前谷　順二
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
北海道北見市川東362　北見老人ホーム、住民票上の住所北海道北見市常盤町３丁目１番16号　ＴＫハイツ105号
破産者　赤平　好永
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
北海道北見市常盤町３丁目１番16号　ＴＫハイツ105号
破産者　赤平寿美恵
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
北海道北見市常盤町３丁目５番７号　ゆうあいホーム３号館、住民票上の住所北海道網走郡大空町女満別西１条４丁目２番８号
破産者　樫原　泰二
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
埼玉県所沢市大字下富700番地の４
破産者　中川　健一
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７０号
埼玉県所沢市大字下富700番地の４
破産者　中川　俊一
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５０３号
埼玉県入間市上小谷田１丁目３番　１―505号
破産者　奥寺　　寛
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９７７号
愛知県春日井市稲口町４丁目11番地20
破産者　加藤　隆之
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部